

品川区要支援家庭を対象としたショートステイ事業実施要綱

制定 令和3年6月15日 区長決定
要綱第246号

(目的)

第1条 この要綱は、区が支援を必要と判断した家庭（以下「要支援家庭」という。）の児童を一定期間、施設において養育し、生活指導ならびに発達および行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行うこと（以下「要支援ショートステイ」という。）によって養育状況の改善を図ることを目的とする。

(要支援ショートステイの実施施設)

第2条 要支援ショートステイの実施については、別表第1に定める施設（以下「実施施設」という。）において、実施施設の管理者（以下「施設管理者」という。）に委託して行う。

(対象者)

第3条 要支援ショートステイの対象者（以下「利用対象児童」という。）

は、要支援家庭の児童のうち、別表第2に定める対象児童年齢に該当し、かつ、当該児童の保護者（以下「保護者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合である児童とする。

- (1) 強い育児疲れ、育児不安など身体上または精神上的の課題がある場合
 - (2) 不適切な養育状態にあるなど虐待のおそれ、リスク等がみられる場合
- 2 前項の規定にかかわらず、利用対象児童は、次の各号のいずれかに該当する場合は、要支援ショートステイの利用の対象としない。

- (1) 利用対象児童が感染性の疾病その他の疾患に罹患している場合
- (2) 利用対象児童に複雑もしくは専門的な看護または処置を必要とする場合
- (3) 実施施設の管理上支障があると認められる場合
- (4) 実施施設の利用定員を超える場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が施設の利用を不相当と認めた場合

(利用定員および利用期間)

第4条 要支援ショートステイの利用定員および利用期間は、別表第3のとおりとする。ただし、区長がやむを得ない事情があると認めたときは、必要最小限の範囲で当該利用期間を超えることができる。

(利用の申込み)

第5条 要支援ショートステイを利用しようとする保護者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 品川区要支援家庭を対象としたショートステイ事業利用申込書（第1号様式）
 - (2) 利用対象児童が記載されている健康保険証の写し
 - (3) その他区長が必要と認めた書類
- 2 前項に規定する書類の提出は、要支援ショートステイの利用ごとに、利用予定日の属する月の2月前の月の初日から利用予定日の7日前（土曜、日曜および祝日を除く。）までに行うものとする。
- 3 申込者およびその利用対象児童は、第1項に規定する利用の申込みをするときは、事前に区長が作成する品川区要支援家庭を対象としたショートステイ事業支援プログラム（第2号様式。以下「プログラム」という。）に同意しなければならない。

（利用の承認）

第6条 区長は、前条に規定する書類を受理したときは、必要な事項について審査の上、利用の可否を決定し、品川区要支援家庭を対象としたショートステイ事業利用（承認・不承認）通知書（第3号様式）により、申込者に通知する。

- 2 区長は、前項の規定により利用の承認をしたときは、品川区要支援家庭を対象としたショートステイ事業依頼書（第4号様式）により、施設管理者に通知するものとする。

（利用の承認の取消し等）

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を停止することができる。

- (1) 申込みの内容に重大な虚偽が発見されたとき。
- (2) 要支援ショートステイを利用する児童（以下「ショートステイ利用児童」という。）またはその保護者が利用目的に反する行為をしたとき。
- (3) ショートステイ利用児童またはその保護者が施設管理者の指示に従わないとき。
- (4) 災害その他の理由により実施施設が利用できなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

- 2 前項の規定により、利用の承認を取り消し、または利用を停止するときは、品川区要支援家庭を対象としたショートステイ事業利用（承認取消・停止）通知書（第5号様式）により、保護者に通知する。

（利用期間の変更）

第8条 前条の規定により利用の承認を受けた申込者が、承認された利用期間を第4条に規定する利用期間の範囲内で変更を希望するときは、品川区要支援家庭を対象としたショートステイ事業利用期間変更申込書（第6号様式）

により、速やかに区長あてに提出するものとする。

2 区長は前項の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、品川区要支援家庭を対象としたショートステイ事業利用期間変更通知書（第7号様式）により前項の申込者に通知する。

（利用の取下げ）

第9条 申込者は、要支援ショートステイの利用についての申込みを取り下げ
る場合には、直ちに区長に申し出なければならない。

（ショートステイ支援員）

第10条 施設管理者は、次に掲げる要件を満たすショートステイ支援員（以下
「支援員」という。）を1名以上配置しなければならない。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項各号のいずれかに
該当するものであって、常勤職員（1年以上引き続き雇用されることが見
込まれ、1週間の所定労働時間が30時間以上である職員をいう。）である
こと。

(2) 児童の養育の経験を有する者であること。

（児童への支援）

第11条 実施施設においては、支援員が中心となり、第5条第3項の規定によ
り区が作成したプログラムに基づき、次に掲げる取組みを通じた児童への支
援を行う。

(1) ショートステイ利用児童の養育、生活指導、発達および行動の観察等

(2) ショートステイ利用児童が通う保育施設、学校等との連絡調整

(3) 利用期間中のショートステイ利用児童およびその保護者の面会支援

(4) 品川区要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議への出席
等必要に応じたアフターケア

(5) その他区長がショートステイ利用児童およびその保護者に必要と認める
支援

（保護者への支援）

第12条 区長は、ショートステイ利用児童の養育環境が適切に整備されるよ
う利用期間中の行動観察の結果等を活用し、支援員、関係機関等と連携しなが
ら助言その他の保護者への必要な支援を行うものとする。

（児童の送迎）

第13条 実施施設は、ショートステイ利用児童が通園し、または通学する施設
と実施施設との間の送迎（以下「送迎サービス」という。）を保護者が希望し
た場合には、実施施設において送迎を実施できるものとする。ただし、ショ
ートステイ利用児童の自宅と実施施設の間の送迎は、保護者が責任を持って行
うものとする。

2 送迎サービスを受けるショートステイ利用児童の保護者は、通園または通学する施設の長に対して、この要綱による要支援ショートステイの利用およびショートステイ利用児童の送迎サービスの実施について事前に報告しなければならない。

(入退所時間)

第14条 ショートステイ利用児童は、別表第4に規定する時間内に実施施設への入退所を行わなければならない。

(利用料)

第15条 要支援ショートステイおよび送迎サービスの利用料は、無料とする。

2 ショートステイ利用児童が病気、けが等の突発的事由で医療機関を受診し、区または実施施設が送迎等の費用を負担した場合は、当該児童の保護者は、区または実施施設が負担した費用の全額を、実際に費用を負担したものに支払わなければならない。

(報告)

第16条 施設管理者は、利用対象児童の要支援ショートステイの利用が終了したときには、品川区要支援家庭を対象としたショートステイ事業結果報告書(第8号様式)により、区長に報告するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から適用する。

別表第 1 (第 2 条関係)

施設名	位置
社会福祉法人六踏園 品川景德学園	東京都品川区旗の台五丁目 2 5 番 1 9 号

別表第 2 (第 3 条関係)

施設名	対象児童年齢
社会福祉法人六踏園 品川景德学園	2 歳以上で満 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある児童

別表第 3 (第 4 条関係)

施設名	1 日当たりの定員	利用期間	
		1 日当たりの利用時間	利用できる日数
社会福祉法人六踏園 品川景德学園	1 人※	2 4 時間まで	1 回 1 4 日以内

※利用する児童が兄弟姉妹と利用する場合は、2 人まで

別表第 4 (第 1 4 条関係)

施設名	入退所時間
社会福祉法人六踏園 品川景德学園	午前 9 時から午後 5 時まで